

令和5年度予算概算要求の概要  
計画課関係公共事業の概要

令和4年8月

水産庁

# 令和5年度水産基盤整備事業概算要求のポイント

## ○ 概算要求額

- ・ 水産基盤整備事業(公共): 86,040百万円(対前年比118.4%)
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた水産分野における経費及び食料安全保障の強化に向けた対策に係る経費については、予算編成過程で検討
- ・ 関連対策として、「漁港機能増進事業(非公共事業)」1,500百万円(対前年比232.6%)を要求

## ○ 重点課題

新たな漁港漁場整備長期計画(令和4年度～令和8年度、令和4年3月閣議決定)に基づき、以下の対策を重点的に推進

(1)水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

- ・ 水産物の輸出拡大等に向けた拠点漁港等の流通機能強化
- ・ 養殖生産拠点の整備

(2)持続可能な漁業生産体制の確保対策

- ・ 環境変化に対応した漁場整備や藻場・干潟の保全等による漁場生産力の強化
- ・ 漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策

(3)漁村の活性化と漁港利用促進対策

- ・ 漁村インフラの整備と漁港利用促進のための環境整備

# 令和5年度概算要求 水産基盤整備事業の概要①

## (1) 水産業の成長産業化に向けた拠点機能強化対策

### 流通拠点漁港の機能強化

#### 【課題と対応】

- ・国内水産物市場の縮小と水産物への世界的な需要の高まり
- ・漁業の構造改革の取組等に伴う沖合・遠洋漁船の大型化の進展
- ・零細な産地市場での魚価の低迷・流通コストの増大

- ・産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約
- ・陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備
- ・漁船の大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の推進

○集出荷機能や準備機能等の再編・集約



○高度衛生管理型荷さばき所



○大水深岸壁



### 養殖生産拠点の形成

#### 【課題と対応】

- ・養殖水産物の世界的需要増大による輸出機運の高まり
- ・不安定な水産資源の漁獲
- ・国内外の需要を見据えたマーケットイン型養殖業への転換等による養殖業の成長産業化の推進

- ・需要に応じた安定的な供給体制を構築するための、沖合や陸域の一体的整備による養殖生産拠点の形成
- ・静穏水域の創出による養殖場等の大規模化の推進

○養殖生産拠点の整備



○沖合への大規模養殖展開



## 拡充内容

### 流通拠点漁港等の生産・流通機能強化

#### ○水産業の成長産業化を促進させるため、圏域内の生産・流通機能強化に向けた漁港整備を推進

- ・圏域機能強化対策整備方針※に基づく個別漁港の事業計画等策定調査の実施
- ・圏域機能強化対策整備方針に位置づけられた水産基盤整備事業の採択要件の見直し
- ・離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等の採択要件の見直し
- ・衛生的な水産物の取扱い等に必要となる漁港用地における屋根等の整備

※流通拠点漁港等と生産・流通面で密接な関係のある漁港も含めた一体的な整備方針

### 養殖業成長産業化への対応

#### ○養殖生産拠点における海域環境改善等の着実な推進

消波堤等の整備による静穏水面の確保や作れい・覆砂等の実施後におけるモニタリングの実施



覆砂による漁場環境改善



漁場改善後のモニタリング

# 令和5年度概算要求 水産基盤整備事業の概要②

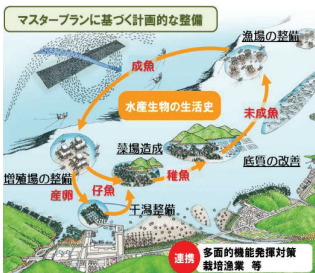
## (2) 持続可能な漁業生産体制の確保

### 漁場生産力の強化

#### 【課題と対応】

- ・水産資源の低迷による不漁
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境変化
- ・水産生物の幼稚魚の育成の場のみならずCO2固定効果のある藻場等の保全・創造等の取組の実施

○水産生物の生活史に対応した漁場整備



○漁場のICT化の推進



○藻場・干潟の保全・創造



### 漁港施設の強靱化対策

#### 【課題と対応】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波の切迫
- ・台風・低気圧災害の頻発化・激甚化
- ・漁港施設の老朽化の急速な進行による、維持・更新費用の増大

- ・漁港の施設の地震・津波対策の推進
- ・台風・低気圧災害に備えた漁港施設の耐浪化の推進
- ・漁港施設の計画的な長寿命化対策

○漁港施設の耐浪化



○漁港施設の長寿命化対策



整備後



## (3) 漁村の活性化と漁港利用促進

#### 【課題と対応】

- ・漁業者の減少等による漁港施設の利用低下
- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下

- ・既存施設の改良・除却等を通じた漁港の有効利用促進
- ・漁港における海業・増養殖などの事業活動を促進する環境整備
- ・浮桟橋の整備等による就労環境の改善

○浮桟橋の整備



○漁港の有効活用



## 拡充内容

### 資源回復対策の推進

#### ○海域環境の変化に対応した着実な漁場整備の推進

水産環境整備マスタープラン、藻場・干潟ビジョンといった広域的な視点から漁場整備を行う海域において、海水温上昇等の影響による水産生物の分布域の変化等に対応した事業計画を策定する事業計画等策定調査事業の実施



海洋環境情報の調査・水産生物の動向調査

### 着実な老朽化対策の推進

#### ○漁港施設の長寿命化対策の推進

漁港管理者以外の公的主体が所有する漁港施設や水域と接する漁港環境整備施設に対する予防保全の考え方に基づく老朽化対策の推進



漁港管理者以外が所有する漁港施設の例(漁港浄化施設)



水域と接する漁港環境整備施設の例(護岸)

## 令和5年度水産基盤整備事業概算要求の内訳

(金額単位：百万円)

事 項	R4' 予算額	R5' 要求・要望額	対前年比
<b>水産基盤整備事業</b>	72,669	86,040	1.18
直轄特定漁港漁場整備事業	17,623	20,217	1.15
うちフロンティア漁場整備事業	2,100	2,000	0.95
うち直轄漁港整備事業（北海道）	14,623	17,317	1.18
うち直轄漁港整備事業（沖縄）	900	900	1.00
<b>水産物供給基盤整備</b>	29,644	37,199	1.26
水産流通基盤整備事業	10,631	16,051	1.51
水産物供給基盤機能保全事業	14,170	16,184	1.14
漁港施設機能強化事業	4,843	4,964	1.03
<b>水産資源環境整備</b>	21,159	23,935	1.13
水産環境整備事業	12,252	13,758	1.12
水産生産基盤整備事業	8,907	10,177	1.14
<b>漁村総合整備</b>	1,700	1,856	1.09
<b>水産基盤整備調査（直轄・補助）</b>	515	515	1.00
<b>作業船整備費</b>	18	18	1.00
<b>後進地域補助率差額</b>	2,010	2,300	1.14

※端数においては合計とは一致しない場合がある。

# 流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策 ＜水産物集出荷機能集約・強化対策事業等の拡充＞

## 1. 目的

現在水産業の成長産業化に向けて、水産物の生産・流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、地域における漁港の適切な役割分担に基づき、集出荷機能や漁港機能の再編・強化を通して低コストで高付加価値な水産物を国内・国外に供給するため、漁船の大型化に対応した大水深岸壁の整備や高品質な水産物の流通に必要な荷さばき所の整備等を行っているところである。

しかしながら、流通拠点漁港等は、水産業関連産業の施設が多数立地する一方で、地形が狭隘である、背後に商業・住宅等の都市部が隣接しているなど、陸上部における事業用用地の確保が困難である状況である。さらに、流通拠点漁港の近隣に立地している漁港については、漁船の係留場所としての活用その他、漁業用資材の積み込みや漁具補修場等の漁業活動に必要な場所としての活用が見込まれるものの、衛生管理対策や老朽化対策、防災・減災対策が十分でない場合が多く、圏域一帯での拠点機能の発揮や機能再編の推進の阻害要因となっている。

これらのことから、流通拠点漁港等を中心として、圏域における水産物の生産・流通の実態を踏まえた整備方針に基づき、流通拠点漁港等と密接な関係のある漁港も含めた整備を行い、流通拠点漁港等の機能発揮及び圏域一帯での漁港の機能再編等の加速化を図る。

## 2. 拡充等の内容

上記の目的を達成するため、以下の内容を拡充する。

- ① 圏域機能強化対策整備方針（流通拠点漁港等を中心とした圏域における水産物の生産・流通体制の強化を図るため、流通拠点漁港等及び流通拠点漁港等と生産・流通面で密接な関係のある漁港（一定程度以上の水産物を流通拠点漁港等へ搬送する漁港等）も含めた整備方針）の策定
- ② 圏域機能強化対策整備方針に基づく個別漁港の事業計画等策定調査の実施
- ③ 圏域機能強化対策整備方針に位置づけられた漁港整備事業の採択要件の見直し（1漁港あたり計画事業費5億円以上等→整備方針に位置づけられた漁港の計画事業費の合計5億円以上等）

また、衛生的な水産物の取扱いを通じた品質向上を図るため、以下を拡充する。

- ④ 離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等の採択要件の見直し（年間取扱量3,000t → 1,000t）
- ⑤ 衛生的な水産物の取扱い等に必要となる漁港用地における屋根等の整備

## 3. 事業実施主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

## 4. 補助率

事業計画等策定調査事業：1／2等

他は既存事業と同様の補助率（1／2等）

# 流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策

○ 水産業の成長産業化に向け、流通拠点漁港等を中心とした流通・生産機能等の強化を推進するため、圏域における水産物の生産・流通の実態を踏まえた整備方針に基づく漁港整備を推進。

## <現状と課題>

- 水産業の成長産業化に向け、水産物の生産・流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、産地市場等の集出荷機能向上や漁港機能の再編強化により、水産物の価格形成能力向上や流通コスト削減を推進。
- 他方、多くの流通拠点漁港等においては、狭隘な地形や漁港背後の都市化等の要因により、事業に必要な用地等の確保が困難な状況であるほか、出漁準備等が行われている近隣漁港についても波浪対策等が不十分である場合が多く、圏域一帯での拠点機能発揮や機能再編推進の阻害要因となっている。

## <対応方針>

- 流通拠点漁港等を中心として、圏域における水産物の生産・流通の実態を踏まえた整備方針に基づき、流通拠点漁港等と密接な関係のある漁港も含めた整備を行い、流通拠点漁港等の機能発揮及び圏域一帯での漁港の機能再編等を加速化。

## <拡充の内容>

流通拠点漁港等を中心とした圏域における水産物の生産・流通体制の強化を図るため、流通拠点漁港等と生産・流通面で密接な関係のある漁港（一定程度以上の水産物を流通拠点漁港等へ搬送する漁港等）も含めた整備方針に基づき事業を実施し、圏域一帯での漁港機能再編等を加速化。

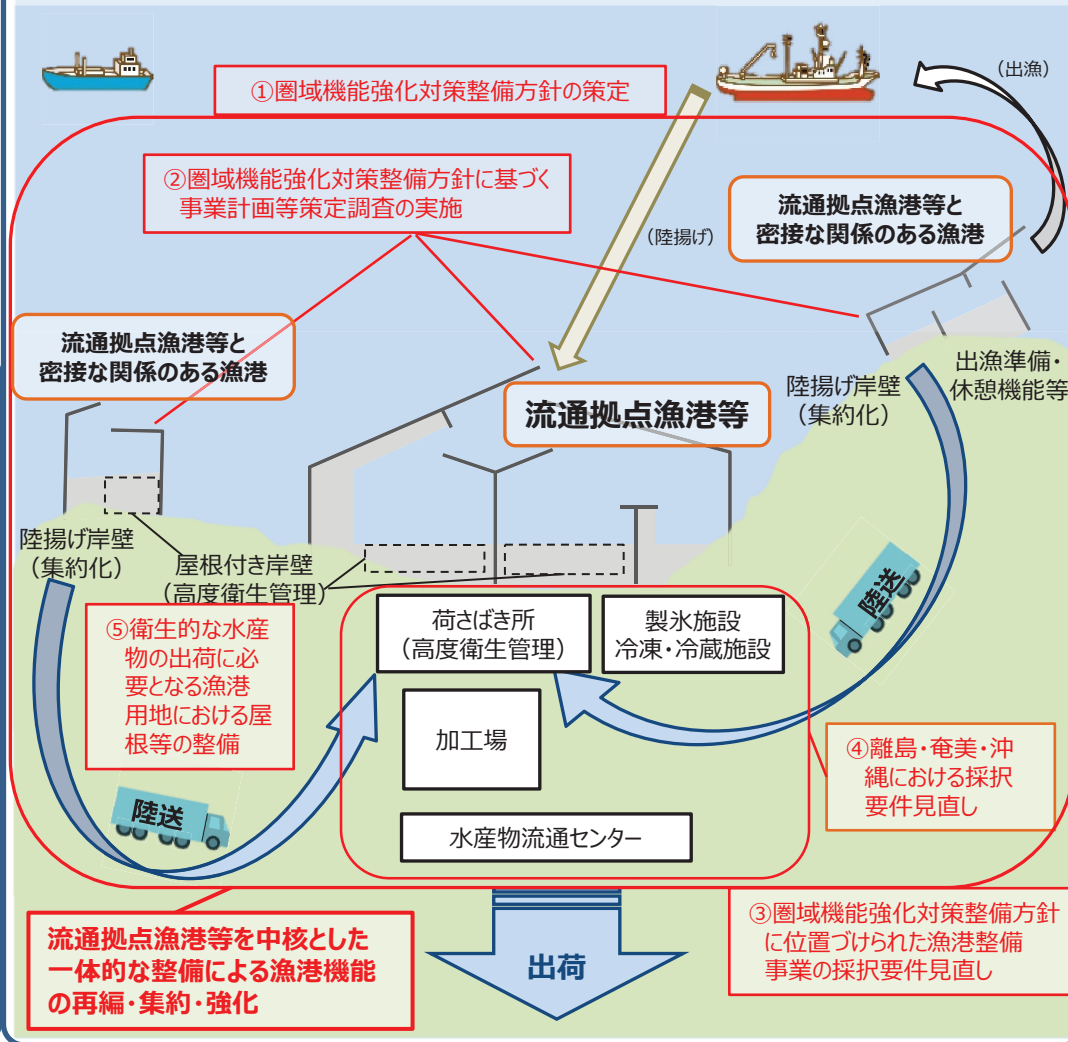
- ① 圏域機能強化対策整備方針の策定
  - ② 圏域機能強化対策整備方針に基づく個別漁港の事業計画等策定調査の実施
  - ③ 圏域機能強化対策整備方針に位置づけられた水産基盤整備事業の採択要件の見直し  
(1 漁港あたり計画事業費5億円以上等→整備方針に位置づけられた漁港の計画事業費の合計5億円以上等)
- また、衛生的な水産物の取扱いを通じた品質向上を図るため、以下を拡充。
- ④ 離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等の採択要件の見直し  
(年間取扱量3,000t → 1,000t)
  - ⑤ 衛生的な水産物の取扱い等に必要となる漁港用地における屋根等の整備

○ 事業実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合

○ 補助率：事業計画等策定調査事業：1/2等  
他は既存事業と同様（1/2等）

## ○○圏域における事業展開のイメージ

流通拠点漁港等を中心とした、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備を推進。



# 持続可能な養殖生産拠点の整備推進

## ＜養殖業成長産業化推進基盤整備事業の拡充＞

### 1. 目的

養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略」や「農林水産物・食品の輸出拡大行動戦略」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するにあたり、種苗生産から海域における漁場環境の改善、衛生的・効率的な荷さばき等に必要な陸上における共同利用施設の整備など、一体的な体制強化を図る養殖生産拠点の形成を推進している。

しかしながら、一般に閉鎖的な海域において営まれることの多い養殖漁場では、養殖生け簀周辺に海水が滞留し、豊栄養化による酸素濃度の低下や赤潮の発生による養殖被害が懸念される。水産基盤整備事業においては、消波堤等の整備による静穏水面の確保や作れい等の漁場環境改善対策などを講じているが、整備実施による効果を実確なものとするためにも、整備実施後において養殖漁場の環境の変化を把握する必要がある。

このため、種苗生産体制、養殖漁場の確保、養殖水産物の加工・流通における一体的な体制強化を図る養殖生産拠点において、静穏水域確保等の海域環境改善等の整備実施後のモニタリングを支援し、持続可能な養殖生産拠点の整備を推進する。

### 2. 拡充等の内容

上記の目的を達成するため、養殖業成長産業化推進基盤整備事業に以下の内容を追加する。

- 種苗生産体制、養殖漁場の確保、養殖水産物の加工・流通における一体的な体制強化を図る養殖生産拠点において、静穏水域確保対策や海域環境改善対策等の整備実施後のモニタリング。

### 3. 採択要件

既存事業と同様の採択要件

- ①協議会による養殖生産物の供給体制構築のための計画立案
- ②魚類の戦略的養殖品目又は無給餌養殖品目を相当程度（年間養殖生産量 500 トン又は年間養殖生産高 2.5 億円以上）の規模で扱う養殖地域

### 4. 事業実施主体

国、都道府県、市町村、水産業協同組合

### 5. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）



# 持続可能な養殖生産拠点の整備推進

○マーケットイン型への転換による養殖業の成長産業化を目指し、種苗生産から海域における養殖、養殖水産物の加工・流通に至る一体的な体制強化を図る養殖生産拠点の形成を推進しており、地先海面においては、消波堤等の整備による静穏水面の確保や、作れい・耕うん等による漁場環境改善対策を実施しているところ。養殖漁場整備の着実な効果発現を図るため、整備実施後に環境変化等のモニタリングを行い、持続可能な養殖生産拠点の整備推進を図る。

## <現状と課題>

- 養殖に適した水面を創造するため、消波堤等の整備による静穏水面の確保や、作れい・耕耘等により漁場環境改善対策を実施しているところ。
- 閉鎖的な海域において営まれることの多い養殖漁場については、海域の環境変化等を把握し、養殖漁場環境を維持することが必要である。

## <対応方針>

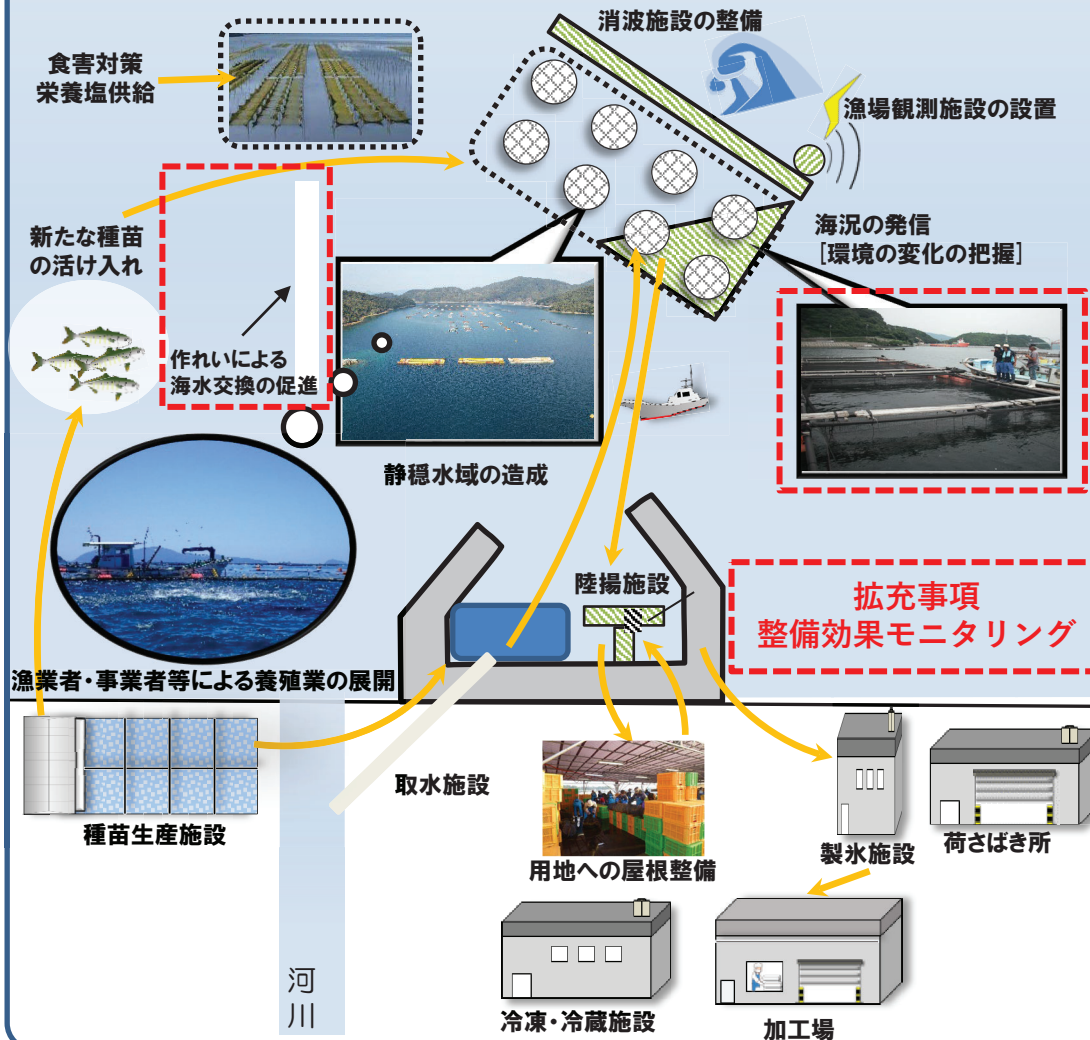
- 整備効果の着実な効果発現を図るため、整備実施後の海域環境変化等のモニタリングを行い、確実な効果発揮を図る。

## <拡充の内容>

※ 下線部拡充

- 種苗生産体制、養殖漁場の確保、養殖水産物の加工・流通に至る一体的な体制強化を図る養殖拠点において、消波堤等の整備による静穏水域確保、作れい、耕うん等による海域環境改善等の整備実施後のモニタリングを支援の対象とする。
- 採択要件：
  - ①協議会による養殖生産物の供給体制構築のための計画立案
  - ②魚類の戦略的養殖品目又は無給餌養殖品目を相当程度（年間養殖生産量500 t 又は年間養殖生産高2.5億円以上）の規模で扱う養殖地域
- 事業実施主体：国、都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1 / 2等

## <持続可能な養殖生産拠点の整備推進の展開イメージ>



# 海洋環境の変化に対応した着実な漁場整備の推進

## ＜水産環境整備事業等の拡充＞

### 1. 目的

減少傾向にある水産資源を回復させるため、生態系全体の底上げを目指し、資源管理施策との連携を強めつつ、水産生物の成長過程で沿岸から沖合に至る場所を移動して生息するという生活史に対応した漁場整備である「水産環境整備マスタープラン」に基づく漁場整備を推進しているほか、実効性のある藻場・干潟保全創造対策を推進するため、広域的な視点からハード・ソフト対策を密接な連携のもと藻場・干潟保全創造対策を実施する「藻場・干潟ビジョン」に基づく漁場整備を推進しているところ。

しかしながら、昨今の海水温上昇等の海洋環境の変化により、水産生物の生息域が変化している状況であり、着実な漁場整備を実施するためには、これらの海洋環境の変化や水産生物の動向変化などを調査し、的確な海域環境調査結果に基づく漁場整備計画の立案が必要である。

このため、「水産環境整備マスタープラン」に基づき水産生物の生活史に対応した漁場環境改善に取り組む海域、及び「藻場・干潟ビジョン」に基づき広域的な視点からハード・ソフト対策を密接な連携のもと藻場・干潟保全創造対策を実施する海域等を対象に、海洋環境の変化を的確に踏まえた漁場整備計画の策定を目的とする事業計画等策定調査事業を支援し、着実な漁場整備を推進する。

### 2. 拡充等の内容

上記の目的を達成するため、水産環境整備事業等において、以下の内容を追加する。

- 「水産環境整備マスタープラン」に基づき水産生物の生活史に対応した漁場環境改善に取り組む海域、及び「藻場・干潟ビジョン」に基づき広域的な視点からハード・ソフト対策を密接な連携のもと藻場・干潟保全創造対策を実施する海域を対象として実施する、海洋環境の変化を的確に踏まえた漁場整備計画の策定を目的とする事業計画等策定調査事業。

### 3. 事業実施主体

都道府県、市町村、水産業協同組合

### 4. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

# 海洋環境の変化に対応した着実な漁場整備の推進

○海水温の上昇等による水産生物の分布域の変化等に対応した漁場整備の着実な実施に向け、水産環境整備マスタープランや藻場・干潟ビジョンに基づいて実施する漁場整備事業に対して事業計画等策定調査事業を創設し、水産資源の回復に必要な海域環境の改善を促進する。

## ＜現状と課題＞

- 水産生物の良好な生息環境の改善を促進するため、水産生物の生活史に対応した「水産環境整備マスタープラン」に基づく漁場整備や、ハード・ソフト対策を密接な連携のもと藻場・干潟の回復を図る「藻場・干潟ビジョン」に基づく漁場整備を実施している。
- しかしながら、海水温上昇等の海域環境の変化に伴い、これまで生息が確認されなかった種が地先海域で確認されるなど、これまで以上に海域の変化に柔軟に対応した漁場整備を展開する必要がある。

## ＜対応方針＞

- 「水産環境整備マスタープラン」又は「藻場・干潟ビジョン」に基づく漁場整備を実施している海域を対象に、事業計画等策定調査事業を創設し、より効果の高い漁場整備を展開する。

## ＜拡充の内容＞

- 水産環境整備事業等に事業計画等策定調査事業を追加
- 採択要件：  
「水産環境整備マスタープラン」又は「藻場・干潟ビジョン」に基づく漁場整備を実施する予定のある海域であること
- 実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合
- 補助率：1/2等

## ＜事業展開のイメージ＞

～海域環境の変化を的確に把握した実効性のある事業計画～

海水温上昇等の海域環境の変化により水産生物の生息域が変化していることを鑑み、海域環境調査等の実施を通じたよりの確な漁場整備計画を策定し、ハード整備の実施を通じて着実な水産資源の回復を図る。



## 漁港施設の老朽化対策の着実な推進 ＜水産物供給基盤機能保全事業の拡充＞

### 1. 目的

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用の増大が懸念されている。そのため、利用者の安全や水産物の陸揚げ、流通機能等に支障を及ぼさず、また、ライフサイクルコストを低減させるとの基本的な考えの下、長期的な視野に基づく予防保全的・戦略的な維持管理・更新を行ってきたところである。

これまで、長寿命化対策の実施の必要性等を踏まえて、保全対策を行う施設の範囲を設定してきたが、長寿命化対策の対象となっていない施設について老朽化が顕著となってきた状況であり、適切な維持管理等がなされず老朽化が進めば適切な漁港機能の発揮に支障を及ぼす可能性がある。

以上のことから、漁港全体の一体的な維持管理を図り健全な漁港機能を発揮させるため、漁港管理者以外の地方公共団体等が所有する漁港施設についても水産物供給基盤機能保全事業の対象に追加するとともに、漁港環境整備施設のうち老朽化により漁船の航行に支障が出る水域と接する施設（護岸等）を水産物供給基盤機能保全事業の対象に追加し、漁港機能の適切な発揮を図る。

### 2. 拡充等の内容

上記の目的を達成するため、以下の拡充を行う。

#### ①対象となる事業実施主体の追加

事業主体に、施設を所有する漁港管理者以外の地方公共団体等を追加する。

#### ②補助対象施設の追加

漁港環境整備施設のうち水域と接する施設（護岸等）を補助対象化する。

### 3. 事業実施主体

漁港管理者（都道府県、市町村）、漁港管理者以外の地方公共団体及び水産業協同組合

### 4. 補助率

既存事業と同様の補助率（1／2等）

# 漁港施設の老朽化対策の着実な推進

- 漁港施設について、長期的な視野に基づく予防保全的な老朽化対策を推進するため、水産物供給基盤機能保全事業の事業主体に漁港管理者以外の地方公共団体等を追加するほか、漁港環境整備施設のうち護岸等の水域と接する施設を支援対象に追加。

## <現状と課題>

- これまで、我が国水産業の発展と水産物の安定供給の基盤として、漁港施設の継続的かつ重点的な整備を進めてきたところ。
- 一方で、漁港全体の一体的な維持管理を図るためにも、漁港管理者が所有しない漁港施設や漁港環境整備施設のうち漁港機能の維持に必要となる護岸等の施設についても老朽化対策を講じていく必要がある。



## <今後の対応>

- 漁港全体の一体的な維持管理を図り健全な漁港機能を発揮させるため、漁港管理者以外の地方公共団体等が所有する漁港施設についても水産物供給基盤機能保全事業の対象とするとともに、漁港環境整備施設のうち老朽化により漁船の航行に支障が出る水域と接する施設を水産物供給基盤機能保全事業の対象に追加する。

## <拡充の内容>

- 水産物供給基盤機能保全事業による漁港施設の老朽化対策のうち、事業主体に「漁港管理者以外の地方公共団体等」を追加するとともに、支援対象に「漁港環境整備施設のうち水域と接する施設（護岸等）」を追加。
- 事業主体：漁港管理者、漁港管理者以外の地方公共団体及び水産業協同組合
- 補助率：既存事業と同様（1 / 2等）

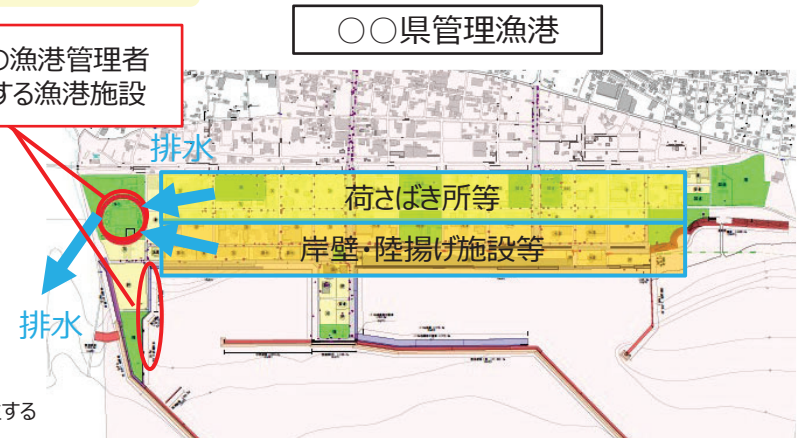
### 漁港管理者と施設所有者が異なる例

#### 拡充

漁港浄化施設、護岸等の漁港管理者以外の公的主体が所有する漁港施設



※漁港浄化施設：漁港における漁業活動等に伴い発生する汚水を処理する施設



- ➡ 現状、漁港管理者でない者が所有する施設については老朽化対策が進んでいない
- ➡ 事業主体に漁港管理者以外の地方公共団体等を追加し、一体的な維持管理が可能に

### 水域と接する漁港環境整備施設の例



#### 拡充



崩落の危険性が高まれば航路に危険を及ぼすため、補修工事が完了するまで漁船の航行を停止する必要



※漁港環境整備施設：多目的広場等の漁港の景観の保持・美化を図ること等を目的に整備された施設

- ➡ 現状、漁業への影響如何によらず漁港環境整備施設は支援対象外のため老朽化対策が進んでいない
- ➡ 水域と接する漁港環境整備施設を支援対象とすることで、漁業の継続操業のための漁港の一体的な維持管理が可能に

# 令和5年度概算要求の概要

「漁港機能増進事業」〈非公共〉

# ○ 漁港機能増進事業

【令和5年度予算概算要求額 1,500（645）百万円】

## <対策のポイント>

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、「海業」を振興し漁村の活力を取り戻すため、**漁港の就労環境改善、安全対策向上・強靱化、漁港ストックの利用適正化、資源管理・流通高度化、漁港インフラのグリーン化**に資する整備を支援します。

## <事業目標>

- 水産物の流通・生産拠点となる漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合（85% [令和8年度まで]）
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数（500件 [令和8年度まで]）

## <事業の内容>

漁港の機能増進を図るため、以下の施設整備等を支援します。

### 1. 省力化・軽労化・就労環境改善事業

浮体式係船岸、岸壁等の屋根、船揚場改良 等

### 2. 安全対策向上・強靱化事業

防波堤嵩上げ、荷さばき所等の電源施設の高架化及び非常用電源の設置、災害後の土砂等の撤去 等

### 3. 漁港ストックの利用適正化事業

- ① 漁港ストックの利用適正化のための総合整備に関する調査、計画策定、**漁港施設情報のデジタル化**
- ② 漁港の機能再編のための漁港施設の規模適正化、用地の区画整理・整地 等
- ③ 漁港の有効活用促進のための防波堤潮通し、岸壁改良、用地舗装、陸上養殖用水・排水施設、漁港利用区分施設 等

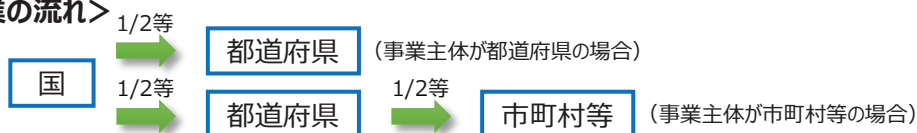
### 4. 資源管理・流通高度化事業

岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備、冷凍・冷蔵設備、計量・計測設備、情報処理設備、**デジタル化推進のための総合整備計画に関する調査・計画策定** 等

### 5. 漁港インフラのグリーン化事業

漁港におけるCO2排出削減のための給電施設、再生可能エネルギー利用施設 等

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

**漁港（イメージ）**

**【安全対策向上・強靱化施設】**

- 高架化による電源施設の浸水対策

**【省力化・軽労化・就労環境改善施設】**

- 浮体式係船岸の整備による陸揚げ作業の軽労化

**【漁港ストックの利用適正化施設】**

**【機能再編】**

- 用地の区画整理、整地

**【有効活用促進】**

- 泊地の増深等による漁港での増養殖利用の促進
- 漁港施設情報のデジタル化

**【資源管理・流通高度化施設】**

- 荷さばき所等のデジタル化による流通高度化

**【漁港インフラのグリーン化施設】**

- 再生可能エネルギー利用施設による漁港施設のCO2排出削減

図面や用地面積の情報

自動計量機器 情報処理設備 電子入札

【お問い合わせ先】水産庁計画課（03-3506-7897）